

## 放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管の開始について

平成24年12月20日

千葉県環境生活部資源循環推進課

電話 043-223-2634

千葉県防災危機管理部防災計画課

電話 043-223-3401

県では、松戸市、柏市、流山市、我孫子市及び印西地区環境整備事業組合（以下「4市1組合」）から緊急要望のあった、放射性物質を含むごみ焼却灰に係る一時保管場所については、6月18日に手賀沼流域下水道終末処理場に設置することを決定し、一時保管施設の建設を進めていますが、このたび、保管施設の1棟が完成しましたので12月21日（金）から一時保管を開始します。

一時保管にあたっては、放射性物質汚染対処特措法等に基づき実施するほか、24時間体制での管理を行うなど、安全確保に万全を期してまいります。

一時保管の開始により、各市の廃棄物処理が円滑に進むことが期待されます。

### 1 搬入開始日時・団体

12月21日（金）11時から12時の間：松戸市及び柏市

（流山市は来年1月の予定）

※ 搬入時刻については、道路事情などにより前後することがあります。

### 2 一時保管対象団体

一時保管対象団体は、4市1組合ですが、現在、搬入を予定している団体は、松戸市、柏市及び流山市です。

### 3 一時保管対象ごみ焼却灰

新たに発生し、搬入団体での保管が困難な一般廃棄物の焼却灰、焼却飛灰又は固化物であり、放射性物質濃度が1キログラム当たり8千ベクレルを超え、10万ベクレル以下のものです。なお、当面、搬入を予定している松戸市、柏市及び流山市はいずれも固化物のみです。

### 4 一時保管方法

耐久性・耐水性の高い容器に封入されたごみ焼却灰を、鉄骨テント倉庫内で2段積みにして保管します。

### 5 搬入曜日・時間

土日・祝日を除く、平日の午前9時から午後5時の間

### 6 搬入車両

中型（最大積載量3トン以上5トン未満）の貨物自動車  
（アルミ製荷室の有蓋車）

